

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>公共</u>下水道事業受益者負担に関する条例施行規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、四日市市<u>公共</u>下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号。以下「条例」という。）第12条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（汚水ます等の設置に係る負担金の免除）</p> <p>第13条 管理者は、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地に面する道路等に、当該土地（当該土地を含む工事区域における公共下水道の工事着手時において、汚水が発生していない場合に限る。）から発生する下水を公共下水道へ排除することを目的として汚水ます及び取付管（以下「汚水ます等」という。）</p>	<p>四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号。以下「条例」という。）第12条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（汚水ます等の設置に係る負担金の免除）</p> <p>第13条 管理者は、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地に面する道路等に、当該土地（当該土地を含む工事区域における公共下水道の工事着手時において、汚水が発生していない場合に限る。）から発生する下水を公共下水道へ排除することを目的として汚水ます及び取付管（以下「汚水ます等」という。）</p>

を設置するに当たり、受益者が次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受益者負担金免除申請書（第9号様式）を管理者が定める日までに提出した場合には、条例第9条第2項第5号の規定により、汚水ます等の設置の目的となる当該土地に係る負担金を免除することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 受益者が設置する汚水ます等について、工事が完了した後は、市に帰属させることを確約していること。

(5) (略)

2 (略)

を設置するに当たり、受益者が次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受益者負担金免除申請書（第9号様式）を管理者が定める日までに提出した場合には、条例第9条第2項第5号の規定により、汚水ます等の設置の目的となる当該土地に係る負担金を免除することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 受益者が設置する汚水ます等について、工事が完了した後は、四日市市上下水道局に帰属させることを確約していること。

(5) (略)

2 (略)

改正後

別表第2（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	基準	猶予期間	摘要
(略)			
公設汚水ますが設置されていない、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に定める生産緑地であって、行為の制限を受ける土地の場合		(略)	
市街化調整区域内の土地であって宅地以外の土地の場合		(略)	
係争地		(略)	
(略)			

改正前

別表第2（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	基準	猶予期間	摘要
(略)			
公設汚水ますが設置されていない、生産緑地法に定める生産緑地であって、行為の制限を受ける土地の場合		(略)	
市街化調整区域内の土地であって宅地以外の土地の場合		(略)	
<u>旧楠町の区域の負担区内において、平成17年2月6日までに徴収猶予が確定した、公簿地目及び現況ともに田・畑・山林・池沼の場合</u>		<u>10年を限度として宅地化されるまで</u>	
係争地		(略)	
(略)			

改正後

別表第3 (第12条関係)

下水道事業受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	内容	減免率
1 (略)	(略)	
(2) (略)	<u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の用に供している土地</u>	(略)
(3) (略)	<u>母子生活支援施設、児童養護施設、老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園等の施設の用に供している</u>	(略)

		土地	
	(略)		
(略)			
6	(略)	(略)	(略)
	(5) (略)	<u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園</u> の用に供している土地	(略)
	(6) (略)	社会福祉法人が経営する、 <u>母子生活支援施設、児童養護施設、老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園</u> 及び認可外保育施設等の施設の用に供している土地	(略)
	(7) 一般社団法人又は一般財団法人が開設する、 <u>医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する医療機関の施設用地</u>	(略)	
	(略)		

改正前
別表第3（第12条関係） 下水道事業受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地		内容	減免率
1 (略)	(略)		
	(2) (略)	<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園</u> の用に供している土地	(略)
	(3) (略)	<u>母子寮、養護施設、老人ホーム、保育等の施設</u> の用に供している土地	(略)
	(略)		
(略)			
6 (略)	(略)		
	(5) (略)	<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園</u> の用に供している土地	(略)
	(6) (略)	社会福祉法人が経営する、 <u>母子寮、養護施設、老人ホーム、保育所</u> 及び認可外保育施設等の施設の用に供している土地	(略)
	(7) 一般社団法人又は一般財団法人が開設する、医療法第31条に規定する医療機関の施	(略)	

	設用地	
	(略)	

第1号様式から第14号様式までを次のように改める。

下水道事業受益者申告書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

土地所有者
住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

印

電話番号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条の規定により次のとおり申告します。

受益地			土地所有者以外の受益者			納付方法	備考
土地の所在	地目	地積 (㎡)	権利の種類	住所又は所在地	ふりがな 氏名又は名称		
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()
			地上権 質権 使用貸借 賃貸権		電話番号	印	1 一括納付 2 分割納付 3 免除 (汚水発生なし) 4 猶予 ()

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

下水道事業受益者負担金決定通知書

次のとおり下水道事業受益者負担金を決定したので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第5条の規定により通知します。				
賦課年度	通知番号	合計負担面積	単位負担面積	負担金決定額
土地の所在	負担面積	負担額	備考	

注1 受益者に変更があったときは、すみやかに受益者変更申告書を提出してください。

変更の日以後の納期に係る負担金は新しく受益者となった者が負担することになります。

注2 この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第3号様式（第9条関係）

下水道事業受益者負担金過誤納付金還付（充当）通知書

年 月 日

受益者

住所又は所在地

氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

次のとおり下水道事業受益者負担金に係る過誤納金を還付（充当）しますから、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第3項の規定により通知します。

収納簿No.		年度	第 期	納付年月日 年 月 日			
過 誤 納 金	区 分	納 付 額	正 当 収 納 額	差 引 過 納 額	備 考		
	負 担 金 額	円	円	円			
	延 滞 金						
	還 付 加 算 金						
	計						
充 当 内 容	年 度 期 別		未 納 の 金 額			充 当 額	差 引 未 納 還 付 額
			負 担 金 額	延 滞 金	計		
	年 度	第 1 期					
		第 2 期					
		第 3 期					
		第 4 期					
	年 度	第 5 期					
		第 6 期					
		第 7 期					
		第 8 期					
	年 度	第 9 期					
		第 10 期					
		第 11 期					
第 12 期							

（注）この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第4号様式（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

次の理由により下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項の規定により申請します。

申請理由						
収納簿 No. 徴収猶予を受けようとする金額	年 度	期 別	納 期 限	負担金額	延 滞 金	計
	年 度	第 期	年 月 日	円	円	円
	計					
徴収猶予を受けようとする期間			年 月 日から 年 月 日まで			
担 保				保 証 人	住 所	
					氏 名	
納 付 計 画	回 数	分割納付期限	金 額	回 数	分割納付期限	金 額
		年 月 日	円		年 月 日	円

第5号様式（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書

第 年 月 日 号

受益者
住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、次のとおり決定したので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により通知します。

決定事項 <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		決定理由				
収納簿 No. 徴収猶予 を受けよ うとする 金額	年 度	期 別	納 期 限	負担金額	延滞金	計
	年度	第 期	年 月 日	円	円	円
	計					
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで				
担 保				保 証 人	住所	
					氏名	
納 付 計 画	回 数	分割納付期限	金 額	回 数	分割納付期限	金 額
		年 月 日	円		年 月 日	円

（注）この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第6号様式（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により徴収猶予を承認した負担金について、同規則第11条第5項の規定により徴収猶予を取り消したので次のとおり負担金を納付されるよう通知します。

取 消 年 月 日	年 月 日
納 付 期 限	年 月 日
納 付 金 額	円
取 消 理 由	

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第7号様式（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免申請書

第 _____ 号
年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

次の理由により下水道事業受益者負担金の減免を受けたいので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第1項の規定により申請します。

土地の所在	地目	地積	減免申請地積	
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
申請理由				

第8号様式（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

受益者

住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の減免について、次のとおり決定したので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第2項の規定により通知します。

決定事項 <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		決定理由						
土地の所在		地目	地積		減免地積		減免率	備考
			m ²		m ²		%	
			m ²		m ²		%	
			m ²		m ²		%	
			m ²		m ²		%	
収納簿番号		負担金額		減免金額		差引負担金額		
No.		円		円		円		
年度	期別	負担金額		年度	期別	負担金額		
年度	第 期	円		年度	第 期	円		
年度	第 期	円		年度	第 期	円		
年度	第 期	円		年度	第 期	円		
年度	第 期	円		年度	第 期	円		

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第9号様式（第13条関係）

受益者負担金免除申請書

年 月 日					
四日市市上下水道事業管理者			申請者（受益者）		
			住所		
			氏名 _____ 印		
			連絡先 _____		
四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条第1項の規定に基づき、次の受益地について受益者負担金の免除を受けたいので申請します。					
受 益 地	土 地 の 所 在	地 目	地 積	土地所有者の承諾	
				所有者氏名	印
上記受益地について受益者負担金の免除を申請するにあたり、下記のとおり確約します。					
記					
1 当該土地において今後汚水が発生する場合は汚水ます及び取付管を設置し、これに係る一切の費用を負担します。 2 汚水ます及び取付管を設置するときは、下水道法第16条の規定に基づく管理者の承認を得ることができる者に実施させます。 3 汚水ます及び取付管を設置するときは、管理者において下水道事業の円滑な実施に支障があると認める期間を除外した期間に行います。 4 汚水ます及び取付管を設置するときは、関係諸規定及び管理者の指示を遵守し、周囲に迷惑を及ぼさないようにします。 5 汚水ます及び取付管の工事が完了した後は、当該汚水ます及び取付管を市に帰属させます。 6 当該確約の目的となる土地について、権利等の移転があったときは、当該確約事項を権利等を継承する者に引き継ぎます。 7 当該確約の目的となる土地については現在汚水が発生していない土地であることを確約します。					
注1 申請者は、下水道事業受益者申告書（第1号様式）にて受益者として申告した者を記載する。 注2 受益地は、下水道事業受益者申告書に受益地として申告した土地の中で、汚水ます及び取付管を申請者の負担で設置する土地をいう。					

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

受益者負担金免除決定通知書

次の受益地の下水道事業受益者負担金の免除について、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条第2項の規定に基づき、下記の条件を付して受益者負担金を免除することを決定したので通知します。

受益地	土地の所在	地目	地積	免除金額

上記の受益地について、下記の条件を付して受益者負担金を免除する。

記

- 1 当該土地において今後汚水が発生する場合は汚水ます及び取付管を設置し、これに係る一切の費用を負担すること。
- 2 汚水ます及び取付管を設置するときは、下水道法第16条の規定に基づく管理者の承認を得ることができる者に実施させること。
- 3 汚水ます及び取付管を設置するときは、管理者において下水道事業の円滑な実施に支障があると認める期間を除外した期間に行うこと。
- 4 汚水ます及び取付管を設置するときは、関係諸規定及び管理者の指示を遵守し、周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- 5 汚水ます及び取付管の工事が完了した後は、当該汚水ます及び取付管は、市に帰属すること。
- 6 当該確約の目的となる土地について、所有権等の移転があったときは、当該確約事項を所有権等を継承する者に引き継ぐこと。
- 7 上記の受益地について排水設備を設置するときは、四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）第5条に規定する管理者の確認を受けること。
- 8 下水道法第10条及び第11条の3第1項の規定を遵守すること。

注 申請者が、汚水ます及び取付管を設置するときは、汚水ます及び取付管特別新設申請書（四日市市公共下水道条例施行規程第3号様式）を提出すること。

第11号様式（第14条関係）

下水道事業受益者負担金納期限変更通知書

年 月 日

様

四日市市上下水道事業管理者

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条第2項の規定により、
繰上徴収するため、次のとおり納期限を変更します。

負担金額	円
変更後の納期限	年 月 日

賦課年度	期別	納期限			負担金額	備考
合 計						
繰上徴収する理由						

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第12号様式（第15条関係）

下水道事業受益者変更申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

新受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

旧受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

次土地について受益者に変更があったので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第1項の規定により申告します。

土地の所在	地目	地積	異動地籍	異動原因	異動年月日	備考
		m ²	m ²		年 月 日	
		m ²	m ²		年 月 日	
		m ²	m ²		年 月 日	
		m ²	m ²		年 月 日	

第13号様式（第15条関係）

下水道事業受益者負担義務消滅通知書

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

次のとおり下水道事業受益者負担義務が消滅したので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第2項の規定により通知します。

収 納 簿 番 号	No.	種 別		地 積		負 担 金 額							
		区 分											
受益者住所又は所在地		変 更 前		m ²			円						
		変 更 後		m ²			円						
受益者氏名又は名称		減		m ²			円						
消 滅 内 容	年 度												
	期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	変 更 前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	変 更 後	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	減	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
異 動 内 容	土 地 の 所 在	地目	地 積	異 動 地 積	異 動 原 因	異 動 年 月 日	異 動 後 の 地 積	備 考					
			m ²	m ²		年 月 日	m ²						
			m ²	m ²		年 月 日	m ²						
			m ²	m ²		年 月 日	m ²						
			m ²	m ²		年 月 日	m ²						

第14号様式（第16条関係）

受益者住所等変更申告書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

下記のとおり受益者の住所等を変更したので、四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第16条の規定により申し出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)